

平成28年度 第62回十和田高等学校強歩大会事故防止・安全対策

- 1 事前のコース状況調査並びに強歩大会実施中の看板を設置する。
- 2 危険と思われる箇所へ標識等（ランタンやのぼり旗）を設置する。
- 3 交通指導隊への協力及び協力内容（12名）
 - （1）先導車
 - （2）路上駐車防止及び指導
 - （3）交差点、急カーブ、その他危険箇所と認められる箇所での監視、交通誘導等
- 4 P T A会員へ協力依頼（60名程度）
 - （1）交差点、急カーブ、その他危険箇所と認められる箇所での監視、交通整理等を行う。
 - （2）一般通行車への協力を呼びかける。
- 5 一般運転者へ協力依頼
事前に強歩大会の協力依頼を立て看板・ポスター等でPRする。
- 6 参加生徒への指導の徹底
 - （1）反射ゼッケンを着用させる。（配布）
 - （2）シューズのかかとに反射テープを貼り付けさせる。（配布）
 - （3）蛍光のリングを身に付けさせる。（配布）
 - （4）懐中電灯を所持させる。
 - （5）交通ルール（道路交通法）を遵守させる。ただし、下記のルールを設定する。
 - ① 2人以上、2列以内で進行させる。
 - ② 歩道のあるところは歩道を、歩道のないところは左側を進行させる。
尚、道路を横断する場合は、充分注意させるとともに、誘導係（保護者あるいは交通指導隊）を付け指導する。
 - （6）警察官、交通指導隊員、P T A等の協力してくださる方々の指導に従わせる。
- 7 監察車両・協力車両等の安全確保
 - （1）監察車両（大会車両）には表示灯（十和田高校行灯）を装着する。
 - （2）協力車両には「大会協力車」を張り付けて明示する。
- 8 鹿角警察署へ巡視協力依頼
 - （1）コースのパトロールを依頼する。
 - （2）危険車両への指導と取締りを依頼する。
- 9 急病人が出た場合又は事故（地震など）が発生した場合は次の手順で対処する。

[生徒]

その場に、職員あるいは強歩大会に協力してくださっているP T Aの方々等がいない場合は、居合わせた生徒あるいは通りかかった生徒同士が協力して、事故生徒の応急処置をするとともに、最寄りの関門又は監察場所に駆けつけ知らせる。また、交通事故の場合は、加害車両のナンバー等を確認し、二次災害に遭わないようにする。

[職員・P T A等]

- （1）あわてないで冷静に判断して行動する。
- （2）校長・教頭に連絡し、校長の指示に従うことを念頭に、次のことを履行する。
 - ① 居合わせた者が協力して、適切な応急処置をする。
 - ② 状態によっては救急車（連絡先一覧）を呼び、状況を知っている職員が同乗する。
 - ③ 交通事故の被害者である場合は、加害車両を確認し、警察へ連絡する。
 - ④ 救急車を呼んだ場合、保護者へ連絡する。
 - ⑤ 全関門・ゴールに連絡し、事故の再発を防ぐとともに、他の生徒の心理的な動揺を抑える。
 - ⑥ 途中中止となった場合は、各関門を避難・待機所とし、決められた手順（決行・中止の判断と対応と手順）のとおり学校へ向かう。
- （3）A E Dは各関門や全線監察車に設置する。

10 傷害保険の加入（学校にて一括加入）

- （1）生徒は日本スポーツ振興センターの災害給付金制度が対象となる。
- （2）職員・保護者の協力者に対して保険に加入する。
補償概要：通院 3,000 円/1 日 入院 4,500 円/1 日 死亡・後遺障害 3,000,000 円